

The image features a stylized, isometric cityscape in shades of light blue and white on the left side. The buildings are represented by various rectangular blocks and cylinders, creating a sense of depth and perspective. The ASNOVA logo is prominently displayed in red at the top left of this section.

ASNOVA

「カセツ」の力で、  
社会に明日の場を  
創りだす。

株式会社ASNOVA

証券コード：9223

# 第13期 定時株主総会 招集ご通知

Ⅰ 日時

2026年6月25日(木曜日)午後1時30分

Ⅰ 場所

名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12  
グローバルゲート 名古屋コンベンションホール3階  
中会議室301+302

Ⅰ 決議事項

第1号議案／剰余金処分の件

第2号議案／取締役4名選任の件

第3号議案／株式移転計画承認の件

## 株主の皆様へ



株式会社 ASNOVA  
代表取締役社長  
上田 桂司

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに、第13 期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当事業年度におきましては、主力であるくさび式足場レンタル事業の盤石な顧客基盤に支えられ、M&A戦略という新たな価値創造の大きな一歩を踏み出すことが出来ました。これもひとえに、株主の皆様をはじめとする関係各位の温かいご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

現在当社は、2030年のありたい姿を実現するため、海外展開、とりわけ経済成長が著しいASEAN地域への進出を本格化させております。Qool社のグループインを皮切りに、ASEAN地域におけるM&Aへの投資を積極的に拡大し、当社のグローバル戦略を牽引する拠点として、シンガポールに地域統括会社を設立いたしました。今後は同社を中核として、海外におけるスピーディーな意思決定とグループ全体のシナジー創出を図り、グローバル市場での様々なレンタル需要を確実に取り込んでまいります。

『「カセツ」の力で、社会に明日の場を創りだす。』というパーパスのもと、足場レンタル会社として社会を支え続けるとともに、常にチャレンジし続ける企業として、更なる企業価値の向上と持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

2026年 6月

## Purpose | ASNOVA のパーパス

「カセツ」の力で、  
社会に明日の場を  
創りだす。

パーパスに  
込められた思い。

詳細は右の二次元バーコードより  
当社Webサイトをご確認ください。



証券コード9223  
2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日2026年6月3日)

株 主 各 位

名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12  
グ ロー バ ル ゲ ー ト 26 階  
**株式会社 A S N O V A**  
代表取締役社長 上 田 桂 司

### 第13期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.asnova.co.jp>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

東京証券取引所ウェブサイト  
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名」に「ASNOVA」又は「コード」に当社証券コード「9223」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択して、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日)午後1時30分(受付開始午後1時)  
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12 グローバルゲート  
名古屋コンベンションホール3階 中会議室301+302
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第13期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第13期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 取締役4名選任の件
  - 第3号議案 株式移転計画承認の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
  - (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
  - (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき本書面に記載しておりません。
    - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
    - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
    - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがって、本書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
  - ◎本総会におきましては、当社役職員は軽装(クールビズ)にて対応させていただきます。ご了承くださいますようお願い申し上げます。株主様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 事前にご行使いただく場合

### ● 書面による議決権行使 ●

#### 行使期限

**2026年6月24日(水曜日)**  
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### ● 「スマート行使」によるご行使 ●

#### 行使期限

**2026年6月24日(水曜日)**  
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細は次ページをご覧ください。

### ● パソコン等によるご行使 ●

#### 行使期限

**2026年6月24日(水曜日)**  
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は次ページをご覧ください。

## 当日ご出席される場合

### ● 株主総会へ出席 ●



#### 株主総会開催日時

**2026年6月25日(木曜日)**  
午後1時30分

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) インターネット(「スマート行使」を含む。)と書面(郵送)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する  
パソコン等の操作方法について  **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会  **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

## ● 「スマート行使」によるご行使 ●

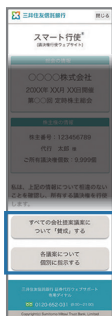
### ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

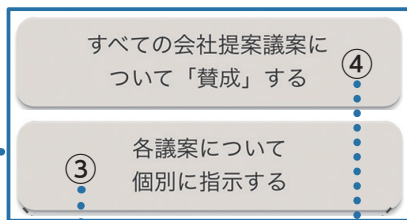


※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### ② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

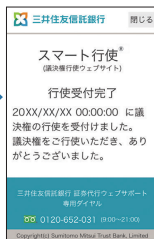


### ③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



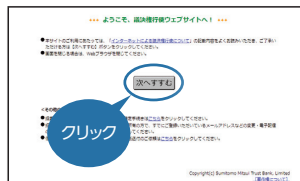
確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

**!** 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

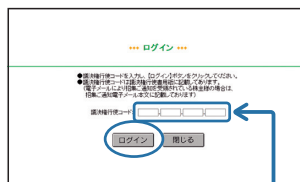
## ● パソコン等によるご行使 ●

### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



### ② ログインする

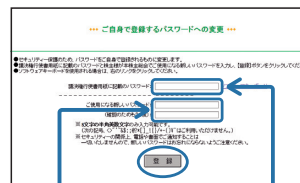


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

パスワード

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金1円 総額は12,437,852円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月26日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	うえだ けいじ 上田 桂司 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役社長	17/17回 (100%)
2	つのだ まさあき 角田 雅明 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">新任</span>	管理本部長	—
3	もりした あきら 森下 哲 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span>	取締役仮設事業本部長	17/17回 (100%)
4	うめした しょうたろう 梅下 翔太郎 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外 独立役員</span>	社外取締役	17/17回 (100%)

社外 … 社外取締役候補者

独立役員 … 株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員の候補者

候補者番号

1

うえだ けいじ  
上田 桂司

1975年7月3日生

再任

所有する当社の株式数 3,975,800株



## 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1999年4月 株式会社三栄コーポレーション入社 2007年4月 同社専務取締役  
1999年9月 上田建機株式会社入社 2013年12月 当社設立 代表取締役社長就任  
(現任)

## 取締役候補者とした理由

当社創業者として、事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、前期に続いて取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

2

つのだ  
角田

まさあき  
雅明

1981年10月15日生

新任

所有する当社の株式数 7,000株



**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

2005年4月 株式会社森精機製作所（現DMG森精機株式会社）入社  
2022年7月 株式会社サキコーポレーション転籍  
2025年5月 当社管理本部付部長  
2025年10月 当社管理本部長（現任）

**取締役候補者とした理由**

管理本部を管掌する管理本部長として、経理・財務及び総務における豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後の成長戦略実現に向け貢献が期待されることから、新たに取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

3

もりした  
森下

あきら  
哲

1974年10月11日生

再任

所有する当社の株式数 7,200株



**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1997年4月 株式会社三共入社  
2017年4月 当社営業部長  
2021年6月 当社取締役仮設事業本部長就任（現任）

**取締役候補者とした理由**

仮設事業本部を管掌する取締役として、仮設定場のレンタル及び販売に豊富な経験と幅広い知見を有していることから、前期に続いて取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

4

うめ した  
梅下しょう た ろう  
翔太郎

1985年8月6日生

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式数

一株



## 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2008年12月	新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2022年4月	セレンディップ・ホールディングス株式会社コンサルティング事業部担当執行役員
2012年10月	公認会計士登録		
2017年1月	セレンディップ・コンサルティング株式会社（現セレンディップ・ホールディングス株式会社）入社	2023年4月	セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社取締役（現任）
2017年3月	株式会社協立製作所取締役就任	2023年4月	セレンディップ・ホールディングス株式会社インベストメント担当執行役員（現任）
2018年8月	三井屋工業株式会社取締役専務執行役員就任	2023年6月	白金鍍金工業株式会社取締役就任
2019年6月	当社社外取締役就任（現任）	2024年12月	三河鉱産株式会社取締役就任（現任）
2020年12月	株式会社アパックス取締役就任	2025年5月	株式会社T.K.R代表取締役就任（現任）

## （重要な兼職の状況）

セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社取締役  
 セレンディップ・ホールディングス株式会社インベストメント担当執行役員  
 三河鉱産株式会社取締役  
 株式会社T.K.R代表取締役

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

経営に関する広い見識を有していることに加え、他社においても取締役を務めており、経営の監督役として適任と判断し、前期に続いて社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬委員として役員候補者の選定や報酬等の決定に対し、独立した立場から関与する予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 梅下翔太郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 梅下翔太郎氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 当社は、梅下翔太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、梅下翔太郎氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当社は、取締役を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担いたしており、被保険者による保険料負担はありません。当該保険契約の内容は、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。各取締役候補者の選任が承認され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2026年3月31日現在のものです。

## 第3号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2026年10月1日を効力発生日（予定）として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により、持株会社（完全親会社）である「株式会社ASNOVA Companies」（以下、「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2026年4月14日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

### 1. 株式移転を行う理由

#### (1) 本株式移転の目的

当社は、『「カセツ」の力で、社会に明日の場を創りだす。』というパーパスのもと、お客様と社会の成長をいかなる変化の中でも支え続け、「カセツ」の力で社会にたくさんの「明日の場」を創りだしていくことを目指してまいりました。また、「足場レンタル事業を確固たる収益基盤とする高収益のグローバルなレンタルビジネスのエクセレントカンパニーでありたい」を、2030年のありたい姿として掲げ、積極的にM&Aに取り組み、当社グループ一丸となって経営基盤の強化及び企業価値の向上に努めております。

今後、以下に示すとおり、より機動的かつ戦略的にM&Aの実現を進め、持続的成長と企業価値向上を図るため、グループ経営形態への更なる進化が必要であると考え、持株会社体制への移行が最適であると判断いたしました。

#### ① 更なるM&Aの推進による企業価値の向上

「所有から利用へ」という価値観の変化により、様々な領域でレンタルビジネスが展開されており、世界規模で各種レンタルビジネス市場が拡大すると予測されております。そのような状況の中、当社は確固たる収益基盤である国内の足場レンタル事業を基軸として、M&Aにより異なる領域のレンタル事業へ挑戦していきたいと考えております。当社の強みである独自のレンタル運営・管理ノウハウを新たな領域のレンタルビジネスにも活用することで、異業種レンタル事業及び周辺事業においてもシナジーの創出が可能であり、更なる事業領域の拡大並びに企業価値の向上を図ってまいります。

② 迅速な意思決定による機動力の向上

持株会社と各子会社（以下、「グループ各社」といいます。）の役割を明確化することにより、持株会社はグループ経営における戦略の策定や迅速な意思決定が可能となり、またグループ各社は機動的な業務執行体制を構築することで、グループ経営機能の強化による企業価値向上を目指します。

③ グループ経営の効率化

グループ全体を俯瞰し、グループの全体最適の視点から経営資源の適切な配分を行う機動的な事業運営を行い、グループ各社の事業成長の支援とグループ全体の企業価値向上に努めます。

④ ガバナンスの強化

持株会社とグループ各社の役割を明確化し、持株会社はグループ全体を監督、統括する機能とすることでグループガバナンスを強化し、グループ各社にグループの方針・戦略をより浸透させた経営に取り組みます。

(2) その他

本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、2026年9月29日に株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）グロース市場並びに株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）ネクスト市場を上場廃止となる予定であります。なお、当社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所並びに名古屋証券取引所の規則に基づき決定されるため、変更される可能性があります。当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様新たに交付される持株会社の株式につきましては、東京証券取引所グロース市場並びに名古屋証券取引所ネクスト市場への新規上場（テクニカル上場）の申請を予定しております。上場日は、東京証券取引所グロース市場並びに名古屋証券取引所ネクスト市場の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転効力発生日）である2026年10月1日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりです。

株式移転計画書（写）

株式会社ASNOVA（以下「当会社」という。）は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

持株会社の目的は、別紙「株式会社ASNOVA Companies 定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

持株会社の商号は、「株式会社ASNOVA Companies」とし、英文では、「ASNOVA Companies Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

持株会社の本店の所在地は名古屋市とし、本店の所在場所は名古屋市中区錦三丁目25番1号 ザ・ランドマーク名古屋栄29階とする。

(4) 発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、49,276,800株とする。

2 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙「株式会社ASNOVA Companies 定款」記載のとおりとする。

第2条（持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1 持株会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役 上田 桂司

取締役 角田 雅明

取締役 梅下 翔太郎

2 持株会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

監査役 岩本 圭弘

監査役 村木 慎吾

監査役 村治 規行

3 持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

### 第3条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 持株会社は、本株式移転に際して、当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当会社の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当社が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の持株会社の普通株式を交付する。
- 2 持株会社は、本株式移転に際して、本割当対象株主に対し、その所有する当会社の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

### 第4条（持株会社の資本金及び準備金に関する事項）

持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
247,477,150円
- (2) 資本準備金の額  
持株会社の設立時における資本準備金の額は、会社計算規則第52条の規定に従い当社が別途定める。
- (3) 利益準備金の額  
0円

### 第5条（持株会社の成立の日）

持株会社の設立の登記をすべき日（以下「持株会社の成立の日」という。）は、2026年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当会社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

### 第6条（本計画承認株主総会）

当社は、2026年6月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

### 第7条（株式上場）

持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所グロース市場及び名古屋証券取引所ネクスト市場への上場を予定する。

### 第8条（株主名簿管理人）

持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

### 第9条（剰余金の配当）

- 1 当社は、2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり1円を限度として剰余金の配当を行うことができる。また、当社は、2026年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり1円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
- 2 当社は、前項に定める場合を除き、持株会社の成立の日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。

### 第10条（自己株式の消却）

当社は、本持株会社の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において当社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時まで消却するものとする。

### 第11条（事情変更）

本計画の作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当社の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

### 第12条（本計画の効力）

本計画は、(i)当社の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)持株会社の普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場について東京証券取引所の承認が得られなかった場合、(iii)持株会社の普通株式の名古屋証券取引所ネクスト市場への上場について名古屋証券取引所の承認が得られなかった場合、又は(iv)前条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

### 第13条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

(株式移転計画の別紙)

株式会社ASNOVA Companies 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ASNOVA Companiesと称し、英文では、ASNOVA Companies Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 有価証券の取得、保有、運用及び投資
- (2) 企業の経営戦略、事業戦略、企業情報システムの構築に関する企画、立案及び支援
- (3) 企業買収、合併、事業統合、業務提携、事業譲渡、資本参加等に関する企画、立案及び支援
- (4) 経営管理、経理、財務、人事に関する業務の受託及び各種代行業務
- (5) 広告、広報、宣伝、セールスプロモーション等の企画、立案及び支援
- (6) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理及び運用
- (7) 産業財産権、著作権、出版権、著作隣接権等の知的財産権及びその他の無体財産権の取得、利用、管理、賃貸借、売買及びそれらの受託並びに著作権等管理事業
- (8) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (9) 各種情報処理に関するコンピュータソフトウェア、システムの開発、制作、販売、賃貸、リース及び保守
- (10) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (11) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (12) 前各号に関する事業の調査、研究、研修及びコンサルティング
- (13) 前各号に付帯又は関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、49,276,800株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを扱わない。

### (株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

### (株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、每事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

### (取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

### (取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

### (取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

### (員数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

### (選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

- 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

- 第33条 監査役会決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

- 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

- 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の未払配当金には利息をつけないものとする。

## 附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2027年3月31日までとする。

(設立時代表取締役)

第2条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 上田 桂司

### (報酬)

- 第3条 第26条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間における当社の取締役の報酬等の額は、年額金200百万円以内（ただし、この取締役の報酬等の額には使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まれない。）とする。
- 2 第35条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間における当社の監査役の報酬等の額は、年額金50百万円以内とする。

### (附則の削除)

第4条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

### 3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

##### ① 交付する株式数及び割当ての相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。なお、上記理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は12,437,852株を予定しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記株式数は変動いたします。

##### ② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして、相当であると判断しております。

#### (2) 株式移転に係る新株予約権についての定め相当性に関する事項

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

#### (3) 株式移転完全子会社についての事項

株式移転完全子会社である当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

4. 持株会社の取締役となる者に関する事項

持株会社の取締役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
うえだ けいじ 上田 桂司 (1975年7月3日生)	1999年4月 株式会社三栄コーポレーション入社 1999年9月 上田建機株式会社入社 2007年4月 同社専務取締役 2013年12月 株式会社ASNOVA設立 代表取締役社長就任(現任)	3,975,800株	3,975,800株
取締役候補者とした理由及び期待される役割 上田桂司氏は、当社創業者として、事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、新たに設立される持株会社においても、当社グループの更なる成長と企業価値の向上に貢献する人材であると判断し、取締役候補者としたものであります。			
つのだ まさあき 角田 雅明 (1981年10月15日生)	2005年4月 株式会社森精機製作所(現DMG森精機株式会社)入社 2022年7月 株式会社サキコーポレーション転籍 2025年5月 株式会社ASNOVA管理本部付部長 2025年10月 株式会社ASNOVA管理本部長(現任)	7,000株	7,000株
取締役候補者とした理由及び期待される役割 角田雅明氏は、管理本部を管掌する管理本部長として、経理・財務及び総務における豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後の成長戦略実現に向け貢献が期待されることから、新たに設立される持株会社においても、当社グループの成長と企業価値の向上に貢献する人材であると判断し、取締役候補者としたものであります。			

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p style="text-align: center;">【社外】 うめした しょうたろう 梅下 翔太郎 (1985年8月6日生)</p>	<p>2008年12月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所</p> <p>2012年10月 公認会計士登録</p> <p>2017年1月 セレンディップ・コンサルティング株式会社(現セレンディップ・ホールディングス株式会社)入社</p> <p>2017年3月 株式会社協立製作所 取締役就任</p> <p>2018年8月 三井屋工業株式会社 取締役専務執行役員就任</p> <p>2019年6月 株式会社ASNOVA社外取締役就任(現任)</p> <p>2020年12月 株式会社アベックス 取締役就任</p> <p>2022年4月 セレンディップ・ホールディングス株式会社 コンサルティング事業部担当執行役員</p> <p>2023年4月 セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社 取締役(現任)</p> <p>2023年4月 セレンディップ・ホールディングス株式会社 インベストメント担当 執行役員(現任)</p> <p>2023年6月 白金鍍金工業株式会社 取締役就任</p> <p>2024年12月 三河鉱産株式会社取締役就任(現任)</p> <p>2025年5月 株式会社T.K.R代表取締役就任(現任)</p>	—	—
<p>取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>梅下翔太郎氏は、経営に関する広い見識を有していることに加え、他社においても取締役を務め、経営の監督役としての経験を有しており、社外取締役として、経営の重要事項に関する意思決定及び業務執行全般に対する実行的な監督と建設的な助言を通じて、新たに設立される持株会社においても、当社グループの更なる成長と企業価値の向上に貢献する人材であると判断し、社外取締役候補者としてもであります。</p>			

## 株主総会参考書類

- (注) 1. 持株会社が設立され、各氏が持株会社の取締役就任した場合には、取締役会における女性比率は0%(0名/3名)となります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。
3. 当社は梅下翔太郎氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。持株会社が設立され、各氏が持株会社の社外取締役に就任した場合には、持株会社は各氏を各取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 各取締役候補者が所有する当社株式の数は、2026年3月末現在の株式数を記載しており、また、割り当てられる持株会社株式の数は、当該所有状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式の数は、持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
5. 持株会社が設立された場合には、持株会社は、梅下翔太郎氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となります。
6. 持株会社が設立された場合には、持株会社は、同社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定です。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとなります。各氏が持株会社の取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約には、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないことがないようにするため、法令違反を認識しながら行った行為等一定の免責事由があります。また、当該保険契約の保険料は全額持株会社が負担する予定であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
7. 梅下翔太郎氏は、現在当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年でありませす。

### 5. 持株会社の監査役となる者に関する事項

持株会社の監査役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
いわもと よしひろ 岩本 圭弘 (1958年8月12日生)	1981年4月 三鶴航空サービス株式会社入社 1982年6月 ミサワホーム55株式会社(現ミサワホーム株式会社)入社 1990年1月 株式会社コスモエティ入社 1994年3月 株式会社ビケ(現株式会社ダイサン)入社 2015年11月 株式会社ハマックス入社 2016年7月 株式会社ASNOVA入社 2018年6月 株式会社ASNOVA常勤監査役就任(現任)	—	—

#### 監査役候補者とした理由及び期待される役割

岩本圭弘氏を監査役候補者とした理由は、仮設足場業界での事業部門経験が長く、高い見識を有していることから、これらの経験を踏まえ、新たに設立される持株会社においても、監査役として、経営から独立した立場で、取締役会における意思決定及び業務執行の状況についても適法性を監査するとともに、必要に応じて取締役会等において適切な意見表明を行っていただくことが期待されることから、監査役候補者としたものであります。

## 株主総会参考書類

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p style="text-align: center;">【社外】 むらき しんご 村木 慎吾 (1980年11月21日生)</p>	<p>2003年3月 税理士法人ゆびすい入所 2005年5月 近畿税理士会登録 2005年10月 税理士法人トーマツ(現デロイトトーマツ税理士法人)入所 2009年7月 村木税理士事務所開設代表就任(現任) 2010年6月 株式会社バイオアッセイ 社外監査役就任 2010年12月 SANWA・TRANS・NET株式会社 社外監査役就任(現任) 2012年4月 一般社団法人taxable設立代表理事就任(現任) 2012年6月 株式会社パイオン 社外監査役就任 2013年6月 株式会社アテクト 社外監査役就任 2016年4月 株式会社ひらく 取締役就任 2017年2月 株式会社ゴトウ洋服店 監査役就任(現任) 2018年6月 株式会社ASNOVA監査役就任(現任) 2018年7月 株式会社GOTOH 監査役就任(現任) 2018年12月 株式会社シューズセレクション取締役就任 2020年3月 株式会社マーグラ 取締役就任 2020年4月 有限会社Weeds Racing 取締役就任(現任) 2022年2月 株式会社Sky Recruiting Solutions 代表取締役就任 2022年9月 小池イマテクス株式会社 監査役就任(現任)</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>監査役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>村木慎吾氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、これらの経験を踏まえ、新たに設立される持株会社においても、監査役として、経営から独立した立場で、取締役会における意思決定及び業務執行の状況についても適法性を監査するとともに、必要に応じて取締役会等において適切な意見表明を行っていただくことが期待されることから、監査役候補者としたものであります。</p>			

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
【社外】 むらじ のりゆき 村治 規行 (1975年4月25日生)	2003年10月 大阪弁護士会登録 2006年9月 中華人民共和国留学の為、大阪弁護士会登録抹消 2008年8月 大阪弁護士会再登録M&I法律事務所 参画 共同代表就任 2012年3月 財団法人吹田市国際交流協会 (現公益財団法人吹田市国際交流協会)理事 2012年4月 龍谷大学法科大学院 非常勤講師 2014年6月 大阪府河内長野市 代表監査委員(現任) 2019年6月 株式会社ASNOVA監査役就任(現任) 2023年7月 大阪府後期高齢者医療広域連合 監査委員(現任) 2025年1月 奏和法律事務所参画 パートナー弁護士就任(現任)	—	—
<p>監査役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>村治規行氏を社外監査役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることはもとより、企業法務にも精通しており、これらの経験を踏まえ、新たに設立される持株会社においても、監査役として、経営から独立した立場で、取締役会における意思決定及び業務執行の状況についても適法性を監査するとともに、必要に応じて取締役会等において適切な意見表明を行っていただくことが期待されることから、監査役候補者としたものであります。</p>			

(注) 1.各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。

2.各候補者の選任については、監査役会の同意を得ております。

3.当社は村木慎吾氏及び村治規行氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。持株会社が設立され、各氏が持株会社の社外監査役に就任した場合には、持株会社は各氏を各取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

4.各監査役候補者が所有する当社株式の数は、2026年3月末現在の株式数を記載しており、また、割り当てられる持株会社株式の数は、当該所有状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式の数は、持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

5.持株会社が設立された場合には、持株会社は、村木慎吾氏及び村治規行氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となります。

6.持株会社が設立された場合には、持株会社は、同社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定です。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとなります。各氏が持株会社の監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約には、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないことがないようにするため、法令違反を認識しながら行った行為等一定の免責事由があります。また、当該保険契約の保険料は全額持株会社が負担する予定であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

7.村木慎吾氏は、現在当社の社外監査役であり、当社の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年であります。

8.村治規行氏は、現在当社の社外監査役であり、当社の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年であります。

6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	有限責任監査法人トーマツ		
主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号丸の内二重橋ビルディング		
沿革	<p>1968年5月 等松・青木監査法人設立</p> <p>1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル (TRI) へ加盟</p> <p>1986年10月 監査法人サンワ事務所 (1973年6月設立) と合併し、法人名称を「サンワ・等松青木監査法人」に変更</p> <p>1988年4月 監査法人丸の内会計事務所 (1968年12月設立) と合併</p> <p>1988年10月 監査法人西方会計士事務所 (1969年8月設立) 及び監査法人札幌第一会計 (1976年4月設立) と合併</p> <p>1990年2月 TRIがデロイト ハスキングス アンド セルズ インターナショナルと合併 (1月) し「デロイト ロス トーマツ インターナショナル (現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (DTTL))」となったことに伴い、監査法人三田会計社 (1985年6月設立) と合併し、名称を「監査法人トーマツ」に変更</p> <p>2001年4月 サンアイ監査法人 (1983年5月設立) と合併</p> <p>2002年7月 監査法人誠和会計事務所 (1974年12月設立) と合併</p> <p>2009年7月 有限責任監査法人へ移行し、法人名称を「有限責任監査法人トーマツ (英文名称: Deloitte Touche Tohmatsu LLC)」に変更</p>		
概要	資本金	1,241百万円 (2026年2月末日現在)	
	構成人員	(2026年2月末日現在)	
	社員 (公認会計士)	453名	
	特定社員	25名	
	職員	公認会計士	2,402名
		公認会計士試験合格者等 (会計士補含む)	1,130名
その他専門職		2,149名	
事務職	82名		
合計	6,241名		
被監査会社数	関与会社数	3,215社 (2025年5月末日現在)	

(注1) 有限責任監査法人トーマツを会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部監査体制等を総合的に勘案し、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

(注2) 持株会社が設立された場合には、持株会社は、同監査法人との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となります。

以 上

## 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用、所得環境の改善やインバウンド需要の復調などを背景に緩やかに景気の持ち直しの動きが見られました。一方、エネルギー価格や原材料価格は依然として高位に推移し、米国の通商政策や中東情勢の緊迫化などの影響を受け、世界経済は混乱し、先行きは不透明な状況が続いております。また、当社グループの業績に影響を与える国内建設業界におきましては、公共投資は引き続き堅調に推移しましたが、民間投資については建築資材の高騰や金利上昇の懸念を背景に住宅市場における新築着工戸数は低位に推移し、当社グループの経営環境へ影響を及ぼす可能性があり、注視が必要な状況であります。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、仮設機材のレンタルから販売に至るまでワンストップで行えるサービスの強みを活かし、引き続き顧客満足度の向上に取り組んでまいりました。当社グループが扱う仮設機材価格は高止まりしており、購入を控える動きに伴って仮設機材レンタル需要は引き続き底堅く推移しております。当社グループにおきましては、レンタル需要に応えるべく2025年9月に福島県本宮市に新規機材センターを開設いたしました。また、2025年4月にQool Enviro Pte.Ltdの全株式を取得し、当社の連結子会社となり、売上高の増加に寄与いたしました。

以上の結果、売上高は、4,915百万円(前期比15.2%増)、営業利益は5百万円(同88.9%減)、経常損失は84百万円(前期は経常利益45百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は146百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益24百万円)となりました。

##### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は495百万円で、その主なものは次のとおりです。

当連結会計年度中の主な投資

貸貸資産	仮設機材の購入	198百万円
車両運搬具	バキュームタンカー、フォークリフト	134百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において設備投資資金及びM&Aによる株式取得資金の借換を目的として長期借入金1,900百万円の調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第 10 期 (2023年3月期)	第 11 期 (2024年3月期)	第 12 期 (2025年3月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	3,141	3,785	4,266	4,915
経常利益又は 経常損失	(百万円)	212	324	45	△84
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△)	(百万円)	144	210	△24	△146
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	11.79	16.99	△1.99	△11.74
総資産	(百万円)	7,289	9,386	12,958	11,429
純資産	(百万円)	2,789	3,027	2,979	2,974
1株当たり純資産	(円)	226.12	243.40	239.52	239.16

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
4. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

		第 10 期 (2023年 3 月期)	第 11 期 (2024年 3 月期)	第 12 期 (2025年 3 月期)	第 13 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売上高	(百万円)	3,141	3,919	4,368	4,093
経常利益	(百万円)	226	461	373	164
当期純利益又は 当期純損失	(百万円)	156	333	72	△90
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失	(円)	12.75	26.99	5.84	△7.29
総資産	(百万円)	7,311	9,526	13,181	11,267
純資産	(百万円)	2,814	3,173	3,221	3,105

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期中発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
4. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

### (3) 対処すべき課題

当社を取り巻く市場環境は急速に変化し、益々競争が激化しております。そのような市場環境で継続的な成長を図るために、既存事業であるレンタル関連事業の安定した収益拡大を図るとともに、更なる成長が期待できる事業への取り組みを行い、更にはこれらを支える人材育成や管理体制の強化を対処すべき課題と定め、以下のような課題に取り組んでまいります。なお、文中の課題に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### ① レンタル関連事業の強化

建設事業者あるいは足場施工業者等の当社の顧客においては、事業拡大を目的とした機材投資の他、劣化・破損・滅失等による仮設機材等の補充更新需要が継続的に発生しており、保有に伴う資金負担や管理負担を抑制しながら事業を継続できる『レンタル活用』の重要性が一層高まっているものと認識しております。当社としても、これらの顧客ニーズに的確に応えることで、機材の出庫量増加と稼働率向上を通じて安定的な収益拡大に繋がってまいります。

機材センターの開設に際しては、「いつでも、近くで、安心して」借りられる体制を更に強化し、レンタル契約社数3,500社突破に至った実績を踏まえ、地域密着型のサービス提供力を一段と高めてまいります。同一地域でのドミナントの形成も考慮しながら機材供給体制の最適化を進め、2025年8月には福島県初となる「福島本宮センター」を開設し、東北エリアのシェア拡大を図りました。

また、顧客接点の強化と業務効率化の観点から、足場施工業者向け会員制サービス「ASNOVA倶楽部」を通じた価値提供を推進し、会員向け特典により取引機会の拡大を支援するとともに、従来電話・FAXが中心であった発注プロセスについてWEB受発注を導入し、発注負荷の軽減やヒューマンエラー抑制、時間短縮を実現してまいります。更に、レンタルに加え販売も組み合わせた最適提案を通じて、単なるレンタルサービス提供に留まらないソリューション提供型の事業運営を推進し、顧客の生産性向上とコスト削減に貢献することで、レンタル関連事業の競争優位性を継続的に高めてまいります。

### ② 事業領域の拡大

当社は仮設機材のレンタル・販売を主たる事業として展開しておりますが、単一事業であるが故に、サービスを提供する先に不測の事態が発生した場合、業績に大きな影響が及び可能性があります。そのため、足場レンタル事業を安定的な事業基盤として更なる強化を図りつつ、当社が培ってきたレンタル運営のノウハウを活かし、周辺領域及び新たなレンタル事業領域へと提供価値を拡大することが、当社の持続的な企業価値向上に不可欠であると認識しております。

上記方針のもと、海外展開については成長性の高いASEAN諸国を重点エリアと位置付け、当事業年度においては、シンガポール共和国で仮設トイレのレンタル及び衛生関連ソリューションサービスを展開するQool Enviro Pte. Ltd. (以下Qool社) をグループに迎え入れ、新たなレンタル領域へ本格参入を進めてまいりました。Qool社による大規模イベント案件や大量受注等を通じて事業基盤を拡充し、当社グループとして海外における収益機会の獲得と実績の積み上げを図ってまいりました。更に、ASEAN地域でのM&A推進を一層加速し、PMIの向上並びに現地子会社の管理・統括体制を強化するため、シンガポールに地域統括会社 (ASNOVA Singapore Pte. Ltd.) の設立を決定し、今後の継続的な成長に向けた体制整備を進めてまいりました。

### ③ 人材育成・管理体制の強化

国内足場レンタル事業の拡大に加え、海外子会社のグループインやASEAN地域での事業展開を強化する中で、事業成長を支える人材の確保・育成と、グループとしてのガバナンス及び管理体制の高度化が重要な経営課題であると認識しております。このため、人材面では、業容拡大に対応できる組織体制の整備と育成機会の拡充を進め、社員のスキル向上と共通価値観の浸透を図ってまいりました。

管理体制面では、「コンプライアンス・マニュアル」の整備、法令・企業倫理の徹底を図るとともに、損失の危険の管理に関する体制整備や、内部統制の実効性向上に取り組んでまいります。加えて、持株会社となる株式会社ASNOVA Companiesの設立により、今後はグループ経営の規律とスピードを両立させる体制整備を進め、持続的な成長を支える人材・組織基盤の強化に取り組んでまいります。

(4) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当事業年度、Qool Enviro Pte.Ltd.を連結子会社化したことに伴い、セグメントを従来の「レンタル関連事業」単一セグメントから、「国内足場レンタル事業」「海外足場レンタル事業」「海外その他レンタル事業」の3区分に変更しております。「国内足場レンタル事業」において、クサビ緊結式足場（以下、クサビ式足場）の「仮設機材レンタル」、仮設機材を販売する「仮設機材販売」の2つのサービスラインを展開しております。全国の機材センターを通じて、仮設機材を即日レンタルしたいという工事業者のニーズにワンストップで対応できる体制整備を図っております。日本国外では、足場レンタル事業の他に、仮設トイレのレンタルや衛生関連ソリューションサービスを行っております。今後、ますます深刻化することが予想される建設現場の人手不足、作業効率向上、コスト削減等のニーズを支援する総合サービスを全国展開することで、更なる成長を成し遂げてまいります。

セグメント	サービスライン	提供サービスの主な内容
国内足場レンタル事業	仮設機材レンタル	戸建住宅や中低層マンション向けに普及しているクサビ式足場を主要とした仮設機材のレンタルサービスを全国の中小足場施工業者に提供しております。
	仮設機材販売	仮設機材レンタルを利用する顧客の利便性向上を目的とし、新品の仮設機材を中心に販売しております。中古機材の買取・販売を行うECサイト「ASNOVA市場」を運営しております。
海外足場レンタル事業	仮設機材レンタル 仮設機材販売	主にベトナムにおいて、日本で培った足場レンタルのノウハウを活かし、現地企業向けに足場機材のレンタルサービスを提供しております。
海外その他レンタル事業	仮設トイレレンタル 衛生関連ソリューションサービス	シンガポール共和国を拠点とし、仮設トイレを中心とした衛生関連機材のレンタルおよび付帯サービス（清掃・廃棄管理物管理等）を提供しております。

(5) 主要な事業所等 (2026年3月31日現在)

- ① 本社及び名古屋営業所 名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12  
グローバルゲート26階

- ② 営業所

営業所		住所
仙	台	宮城県仙台市太白区長町5丁目1-20 ヤマサビル2-東号室
東	京	東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル27階
大	阪	大阪府大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞ビル8階
福	岡	佐賀県鳥栖市真木町1133-1

- ③ 機材センター

エリア	センター数	所在地	
北海道・東北	2	宮城県仙台市、福島県本宮市	
関	東	10	栃木県河内郡、埼玉県比企郡、埼玉県蓮田市、埼玉県ふじみ野市、千葉県野田市、千葉県柏市、千葉県四街道市、神奈川県藤沢市、神奈川県相模原市、静岡県富士市
中	部	5	愛知県みよし市、愛知県一宮市、愛知県弥富市、岐阜県多治見市、福井県鯖江市
関	西	4	京都府京田辺市、大阪府羽曳野市、大阪府和泉市、兵庫県三木市
中	国	1	岡山県倉敷市
九	州	2	佐賀県鳥栖市、熊本県熊本市
合計	24		

- ④ 重要な子会社

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業
ASNOVA VIETNAM CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市	17,200百万VND	100.0%	仮設機材レンタル
Qool Enviro Pte.Ltd.	シンガポール共和国	300,000SGD	100.0%	仮設トイレレンタル 衛生関連ソリューションサービス

(6) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
国内足場レンタル事業	156 (1) 名	5名増
海外足場レンタル事業	13名	1名減
海外その他レンタル事業	62名	—

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
156 (1) 名	4名増	39.0歳	4.6年

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマーは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,910,301千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,741,821
株式会社福井銀行	899,990
株式会社あいち銀行	685,052
株式会社北陸銀行	465,038
株式会社三十三銀行	326,632
株式会社みずほ銀行	276,669

## 2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2026年3月31日現在）

① 発行可能株式総数

49,276,800株

② 発行済株式の総数

12,438,400株

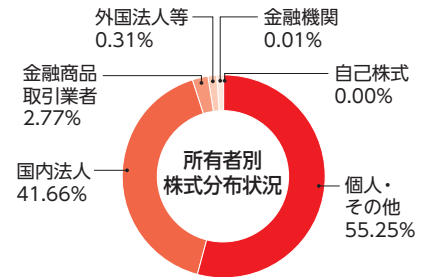
③ 株主数

2,663名

④ 単元株式数

100株

⑤ 大株主



株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
一般社団法人ニチレン	5,132,400株	41.26%
上田桂司	3,975,800株	31.97%
株式会社SBI証券	214,300株	1.72%
中村真一郎	120,000株	0.96%
ASNОВА従業員持株会	99,400株	0.80%
楽天証券株式会社共有口	82,800株	0.67%
張賀楠	76,300株	0.61%
グローバル・タイガー・ファンド4号投資事業有限責任組合	65,700株	0.53%
伊東達也	63,500株	0.51%
井藤智哉	47,000株	0.38%

（注）持株比率は自己株式（548株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上田 桂 司	
取 締 役	加 藤 大 介	
取 締 役	森 下 哲	仮設事業本部長
取 締 役	梅 下 翔太郎	セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社 取締役 セレンディップ・ホールディングス株式会社 インベストメント担当執行役員 三河鉱産株式会社 取締役 株式会社T.K.R 代表取締役
常勤監査役	岩 本 圭 弘	
監 査 役	村 木 慎 吾	村木税理士事務所 代表 SANWA・TRANS・NET株式会社 監査役 一般社団法人taxable 代表理事 株式会社ゴトウ洋服店 監査役 株式会社GOTOH 監査役 株式会社マーグラ 取締役 有限会社Weeds Racing 取締役 小池産業株式会社 監査役 小池イマテクス株式会社 監査役
監 査 役	村 治 規 行	大阪府河内長野市 代表監査委員 学校法人誠優学園 評議員 医療法人かわもとクリニック 監事

- (注) 1. 取締役 梅下翔太郎氏は社外取締役であります。
2. 取締役 梅下翔太郎氏は公認会計士の資格を有しており、他社において取締役を務めていることも鑑み、経営の監督役として適任と判断しております。
3. 監査役 村木慎吾氏及び村治規行氏は社外監査役であります。
4. 監査役 村木慎吾氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 村治規行氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。但し、法令違反等の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
7. 当社は、社外取締役梅下翔太郎氏並びに社外監査役村木慎吾氏及び村治規行氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 加藤大介氏は2025年10月1日付で管理本部長を解嘱となっております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び各監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	56,880 (4,800)	56,880 (4,800)	—	—	—	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,600 (7,200)	12,600 (7,200)	—	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	69,480 (12,000)	69,480 (12,000)	—	—	—	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月24日開催の第6期定時株主総会において取締役の報酬額を年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち社外取締役1名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月24日開催の第6期定時株主総会において監査役の報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、委員の過半数を独立社外役員とする任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役に関する報酬制度の運用については、この指名・報酬委員会における審議及び取締役会への答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 社外取締役 梅下翔太郎氏はセレンディップ・ホールディングス株式会社 インベストメント担当執行役員、セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社 取締役、三河鉱産株式会社 取締役及び株式会社T.K.R 代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

- ・ 社外監査役 村木慎吾氏は村木税理士事務所の代表者、SANWA・TRANS・NET株式会社 監査役、一般社団法人taxable 代表理事、株式会社ゴトウ洋服店 監査役、株式会社GOTOH 監査役、株式会社マージュ 取締役、有限会社Weeds Racing 取締役、小池産業株式会社 監査役及び小池イマテクス株式会社 監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役 村治規行氏は、大阪府河内長野市 代表監査委員、学校法人誠優学園 評議員及び医療法人かわもとクリニック 監事であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・ 社外取締役

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 梅下 翔太郎	当事業年度に開催された書面決議を含む取締役会17回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地、コンサルタント及び他社での取締役の経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に中長期的な経営計画におけるマーケット戦略や収支・投資計画による事業計画への影響について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

- ・ 社外監査役

	出席状況及び発言状況
社外監査役 村木 慎吾	当事業年度に開催された書面決議を含む取締役会17回の全てに、また監査役会15回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から取締役会においての意思決定の妥当性・適正性を確保する発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社子会社の会計・税務に係る管理体制及び業務執行の適正性について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 村治 規行	当事業年度に開催された書面決議を含む取締役会17回の全てに、また監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会においての意思決定の妥当性・適正性を確保する発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制について適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,690千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,690千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

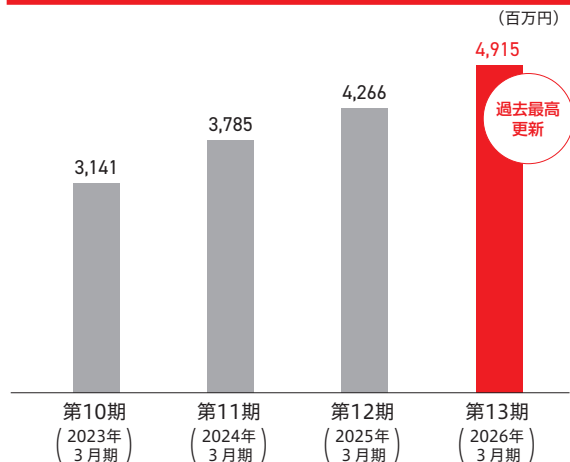
## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

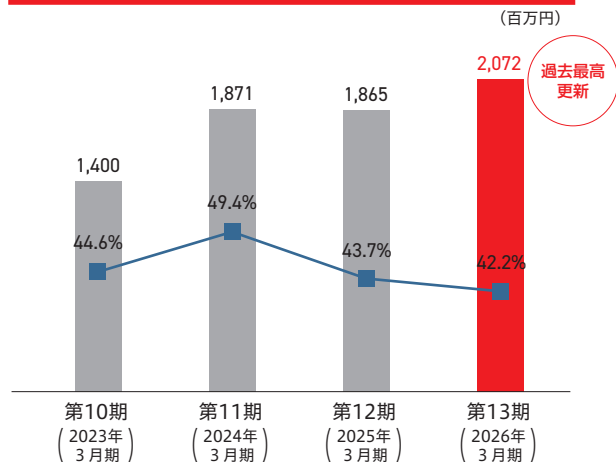
これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき普通配当1円とさせていただく予定となり、中間配当金1株につき1円を実施しておりますので、年間配当金は1株につき2円となります。

（ご参考）連結業績ハイライト

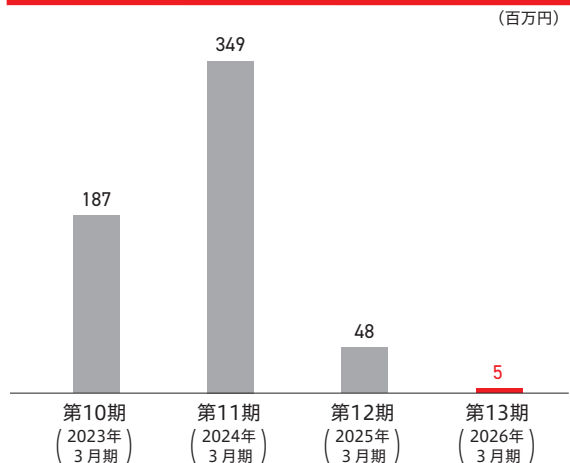
売上高



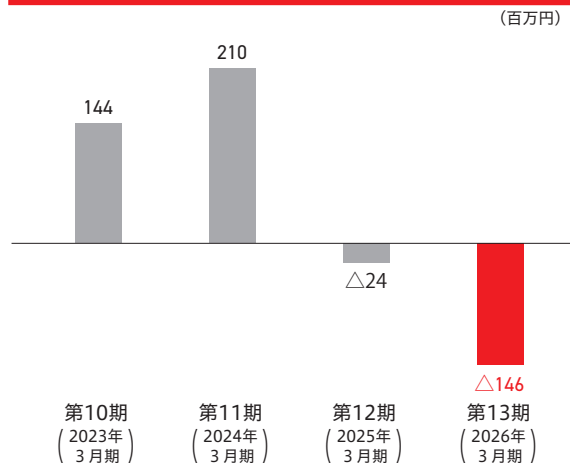
償却前営業利益 / 償却前営業利益率



営業利益



親会社株主に帰属する当期純利益  
又は親会社株主に帰属する当期純損失



連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,226,914</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,795,634</b>
現金及び預金	881,997	買掛金	83,195
受取手形	26,820	短期借入金	800,000
売掛金	833,325	1年内返済予定の長期借入金	2,311,962
商品	209,391	未払法人税等	55,865
その他	296,420	その他	544,611
貸倒引当金	△21,042	<b>固定負債</b>	<b>4,659,547</b>
<b>固定資産</b>	<b>9,202,884</b>	長期借入金	4,576,567
<b>有形固定資産</b>	<b>7,642,722</b>	繰延税金負債	35,070
建物及び構築物	615,100	その他	47,910
機械装置及び運搬具	243,037	<b>負債合計</b>	<b>8,455,182</b>
賃貸資産	3,639,090	<b>(純資産の部)</b>	
土地	2,709,225	<b>株主資本</b>	<b>2,810,221</b>
その他	436,269	資本金	247,477
<b>無形固定資産</b>	<b>1,365,360</b>	資本剰余金	466,128
のれん	965,130	利益剰余金	2,096,742
顧客関連資産	331,631	自己株式	△126
その他	68,597	その他の包括利益累計額	164,394
<b>投資その他の資産</b>	<b>194,801</b>	為替換算調整勘定	164,394
その他	227,507		
貸倒引当金	△32,706	<b>純資産合計</b>	<b>2,974,616</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,429,798</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>11,429,798</b>

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,915,181
売上原価		3,574,191
売上総利益		1,340,989
販売費及び一般管理費		1,335,563
営業利益		5,426
営業外収益		
受取保険金	41,487	
固定資産売却益	9,254	
スクラップ売却益	2,357	
その他	19,399	72,498
営業外費用		
支払利息	103,240	
為替差損	28,083	
固定資産売却損	11,044	
固定資産除却損	5,470	
その他	15,013	162,852
経常損失		84,927
税金等調整前当期純損失		84,927
法人税、住民税及び事業税	88,659	
法人税等調整額	△27,538	61,121
当期純損失		146,048
非支配株主に帰属する当期純損失		—
親会社株主に帰属する当期純損失		146,048

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,462,363</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,543,003</b>
現金及び預金	470,130	買掛金	23,112
受取手形	26,820	短期借入金	800,000
売掛金	558,797	1年内返済予定の長期借入金	2,311,962
リース債権	87,477	リース債務	3,402
商品	209,391	未払金	79,681
貯蔵品	2,782	未払費用	9,721
前払費用	49,430	未払法人税等	15,287
その他	57,721	前受金	3,722
貸倒引当金	△189	預り金	5,267
<b>固定資産</b>	<b>9,805,445</b>	賞与引当金	60,102
<b>有形固定資産</b>	<b>6,538,570</b>	その他	230,743
建物	136,018	<b>固定負債</b>	<b>4,618,841</b>
構築物	464,294	長期借入金	4,576,567
機械及び装置	22,381	リース債務	3,548
車両運搬具	51,638	資産除去債務	38,725
工具、器具及び備品	16,558	<b>負債合計</b>	<b>8,161,844</b>
賃貸資産	3,135,623	<b>(純資産の部)</b>	
土地	2,709,225	<b>株主資本</b>	<b>3,105,963</b>
リース資産	2,829	<b>資本金</b>	<b>247,477</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>22,779</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>466,128</b>
商標権	956	資本準備金	237,477
ソフトウェア	21,758	その他資本剰余金	228,650
その他	64	<b>利益剰余金</b>	<b>2,392,484</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,244,094</b>	利益準備金	2,500
関係会社株式	2,145,104	その他利益剰余金	2,389,984
長期貸付金	1,200,000	繰越利益剰余金	2,389,984
破産更生債権等	32,706	<b>自己株式</b>	<b>△126</b>
繰延税金資産	50,289		
その他	151,940		
貸倒引当金	△335,945	<b>純資産合計</b>	<b>3,105,963</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,267,808</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>11,267,808</b>

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,093,597
売上原価		3,045,959
売上総利益		1,047,638
販売費及び一般管理費		865,477
営業利益		182,161
営業外収益		
受取利息	28,000	
受取保険金	41,487	
固定資産売却益	14,573	
スクラップ売却益	2,357	
その他	9,248	95,665
営業外費用		
支払利息	96,231	
固定資産除却損	2,090	
支払手数料	13,636	
その他	1,458	113,417
経常利益		164,409
特別損失		
貸倒引当金繰入額	198,418	198,418
税引前当期純損失		34,009
法人税、住民税及び事業税	64,678	
法人税等調整額	△7,959	56,719
当期純損失		90,728

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社ASNOVA  
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北岡 宏 仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 後藤 泰 彦

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ASNOVAの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ASNOVA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社ASNOVA  
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 北岡 宏 仁  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 後藤 泰 彦  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ASNOVAの2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、直接面談したほか、電話回線又はインターネット等を経由したオンライン会議システムも活用して、取締役、内部監査部門、その他の使用人、会計監査人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の責任者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査するとともに子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、確認いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社ASNOVA 監査役会  
常勤監査役 岩本圭弘  
社外監査役 村木慎吾  
社外監査役 村治規行

以上

## トピックス

### ■ Qool社 グループイン

2025年4月1日に、シンガポールの仮設トイレレンタルおよび衛生関連ソリューションサービス事業会社である、Qool Enviro Pte.Ltd.が、M&A第一号としてグループインいたしました。仮設トイレレンタル事業は、足場レンタル事業とビジネスフローが近く、当社の培ってきたレンタルや機材管理のノウハウを発揮することが可能となります。収益性の高い事業であり、今期の連結売上高、償却前営業利益ともに貢献をしました。日本の国土面積の約12倍、人口は5倍以上の市場を擁するASEANでのM&A展開の足掛かりとなる記念すべきM&Aは好調な滑り出しを切ることが出来ました。



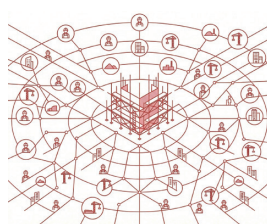
### ■ 福島本宮センター開所

2025年8月には、福島県本宮市にASNOVA直営の足場センター「福島本宮センター」を新規出店いたしました。直営センターとしては全国で24拠点目、東北地方では2拠点目となります。顧客に選ばれる「いつでも、近くで、安心して」借りられる環境の整備を引き続き進めてまいります。福島本宮センターは、既存の宮城仙台センターと栃木三上センターの中間地点に位置しており、福島県全域だけでなく、茨城県・栃木県北部、山形県南部、新潟県へのハブセンターとしての機能を持っています。既存顧客の利便性向上とともに、市場の大きい東北エリアで更なるシェアの拡大を目指してまいります。



### ■ レンタル契約会社3,500社突破

2026年2月には、くさび式足場のレンタルサービスにおいて契約社数が3,500社を突破いたしました。くさび式足場の圧倒的な保有量で「いつでも」、全国37拠点に展開している機材センターにより「近くで」、柔軟な対応力と独自ノウハウによる徹底した機材管理で「安心して」レンタルしていただける環境をご提供することで、多くのお客様にご支持いただいた結果です。今後も、顧客が求める柔軟性と迅速性を実現し高品質な仮設機材を提供することで、現場の生産性向上とコスト削減に貢献していきます。



### ■ ASNOVA VIETNAM 機材センター移転

2025年10月には、子会社であるASNOVA VIETNAM CO., LTD.が機材センターを移転いたしました。堅調な成長を続けているベトナムの建設市場において、今後も見込まれる足場レンタル需要の増加に応えるための、機材供給体制の更なる強化を目的としています。ホーチミン市中心部から約60kmに位置し、港湾や工業団地が集まるベトナム南部の重要産業拠点にある新センター「フーミー機材センター」は、高速道路へのアクセスも良く、機材の搬入出をより効率的に行うことが可能になりました。効率的な機材運用と高水準のサービス提供により、需要増加に対応可能な供給体制を構築してまいります。



## 株主総会会場ご案内



- 会 場 名古屋市中村区平池町4丁目60番地の12 グローバルゲート  
名古屋コンベンションホール 3階 中会議室301+302  
電話番号 052-433-1488
- 交 通 あおなみ線「ささしまライブ駅」より徒歩約3分  
※歩行者デッキにて2階エントランスに直結

■駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

■会場での配慮が必要な方は、事前に当社総務部（052-589-1848）までご相談ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。